

備前市過疎地域自立促進計画

平成28年度～平成32年度

平成28年3月策定

平成29年3月変更（1回目）

岡山県備前市

目 次

第1章 基本的な事項	
第1節 備前市の概況	
1. 自然的・歴史的・社会的・経済的諸条件の概要	
(1) 自然的・歴史的条件	1
(2) 社会的・経済的条件	2
2. 過疎の状況	
(1) 過疎の現状と今後の見通し	3
(2) 産業構造と地域の経済的な立地特性	4
第2節 人口及び産業の推移と動向	
1. 人口構造	5
2. 就業状況	7
第3節 行財政の状況	
1. 行政運営	8
2. 財政の状況	8
第4節 地域の自立促進の基本方針	
1. 備前市の将来像	10
2. 基本的な施策	10
第5節 計画期間	
計画期間	10
第2章 産業の振興	
1) 農林業	11
2) 水産業	12
3) 漁港施設	13
4) 商工業	14
5) 観光又はレクリエーション	15
6) 海運業	17
7) 港湾施設	18
事業計画	19
第3章 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進	
1) 道 路	20
2) 橋りょう	21
3) 農 道	21
4) 林 道	21
5) 有線テレビ事業	22
6) 防災行政用無線施設	22
7) その他の情報化	23
8) 地域間・国際交流の促進	23

9) 公共交通	24
事業計画	26
第4章 生活環境の整備	
1) 水道施設	27
2) 下水処理施設	27
3) ごみ処理施設	28
4) 公共墓地	29
5) し尿処理施設	30
6) 火葬場	30
7) 防災・交通安全等	31
8) 住 宅	32
9) 治山・治水	33
事業計画	34
第5章 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	
1) 高齢者福祉	35
2) 児童福祉	36
3) 保健福祉	37
4) 障がい者福祉	38
事業計画	39
第6章 医療の確保	
1) 病 院	40
第7章 教育の振興	
1) 学校教育	41
2) 生涯学習の推進と社会教育の充実	42
3) 公民館、図書館等	43
4) 体育施設	44
事業計画	46
第8章 地域文化の振興等	
1) 文化・芸術活動	47
2) 歴史文化の活用と伝統文化の継承	47
第9章 集落の整備	
1) 集落の整備	49
事業計画	50
事業計画 過疎地域自立促進特別事業分<再掲>	50

はじめに

本計画は、過疎地域自立促進特別措置法（平成12年3月31日法律第15号）第6条第1項の規定に基づき、過疎地域の自立促進を図るために、必要な事項を定めるものです。

第1章 基本的な事項

第1節 備前市の概況

1. 自然的・歴史的・社会的・経済的諸条件の概要

(1) 自然的・歴史的条件

本市は、岡山県の東南端の兵庫県との県境に位置し、西部は岡山市、赤磐市、和気町、瀬戸内市、北部は美作市、東部は兵庫県赤穂市、上郡町、佐用町に隣接する面積 258.29 km²のまちです。

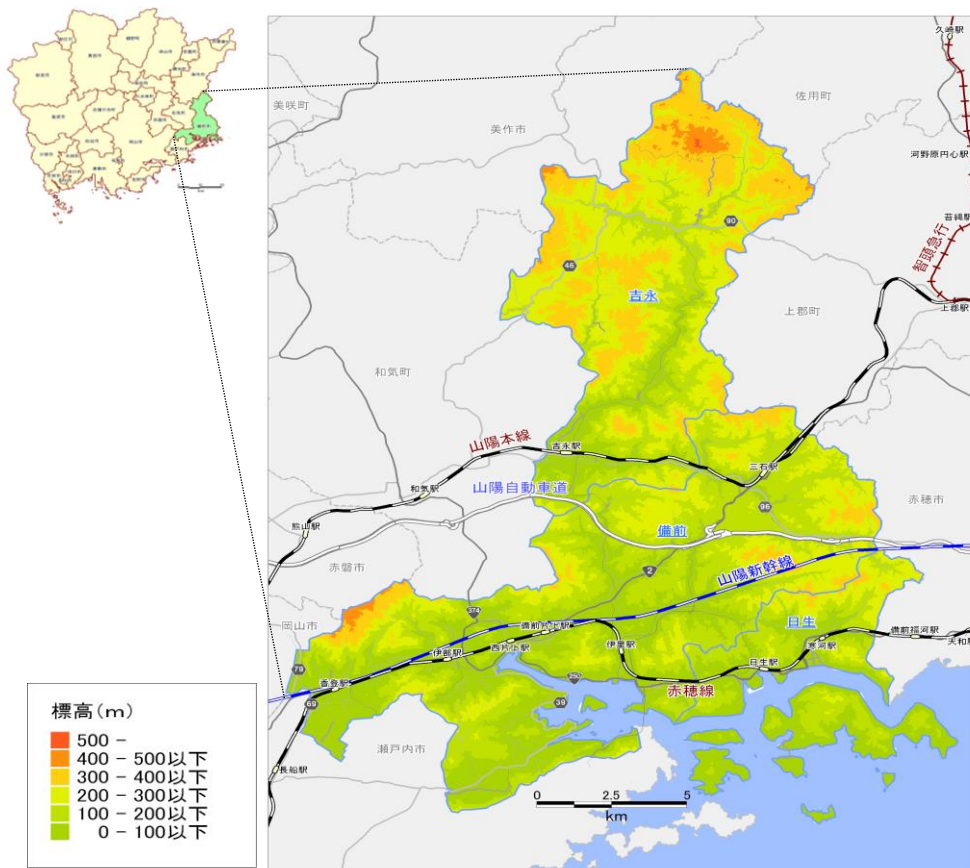
市域の約 80%が山地で構成され、南部は瀬戸内海に面し、西部は平野部が広がるなど、地形は変化に富んでいます。

また、市域の西端には岡山県三大河川の一つ「吉井川」が流れ、豊かな自然環境に恵まれているとともに、温暖な気候と自然災害の少なさを兼ね備えた過ごしやすい環境にあります。

奈良時代には、古代山陽道が整備され、海上交通の発達とともに備前国と播磨国との交流の拠点として栄え、近世に入り、山陽道の宿場町や池田藩由来の施設が設置されたことにより本市の基礎が築かれました。

近代以降、耐火物製造業を中心とする産業を育成した結果、本市は工業都市として大きく発展を遂げる一方で、一千年の歴史を有する「備前焼」や江戸時代から学びの精神を伝え続ける「旧閑谷学校」などの伝統文化や歴史的遺産が数多く残る文化都市としての側面をあわせ持った地域です。

平成 17 年に旧備前市、日生町、吉永町の合併により、現在の備前市に至っています。



○地域の沿革（「昭和の大合併」以降）

旧市町名	合併関係	
	関係町村名	施行年月日
備前市	和気郡備前町、三石町	S46.4.1
日生町	和気郡日生町、福河村	S30.3.31
吉永町	和気郡吉永町、神根村、三国村	S29.3.1

※日生町：S38.9.1 福浦地区を分離（赤穂市）

（2）社会的・経済的条件

本市は、岡山市の中心部から東へ約 30km、姫路市から約 60km の位置にあり、経済圏は、西は岡山市までの県南地域、東は西播磨地域までが含まれます。

道路は、東西方向に山陽自動車道、県道 397 号寒河本庄岡山線（岡山ブルーライン）、国道 2 号や国道 250 号、南北方向に国道 374 号と県道穂浪吉永停車場線などにより、地域の基幹となる道路網を形成しています。

公共交通機関として、鉄道は東西方向に J R 山陽本線と赤穂線が走り、地域内には 9 駅ありますが、利用状況は全体的に減少傾向にあります。バスは主要地域を中心に路線網が敷かれ、島へは定期船が運航しています。これらに加え、日生・小豆

島間にはフェリーが運航され、広域的なネットワークが形成されています。

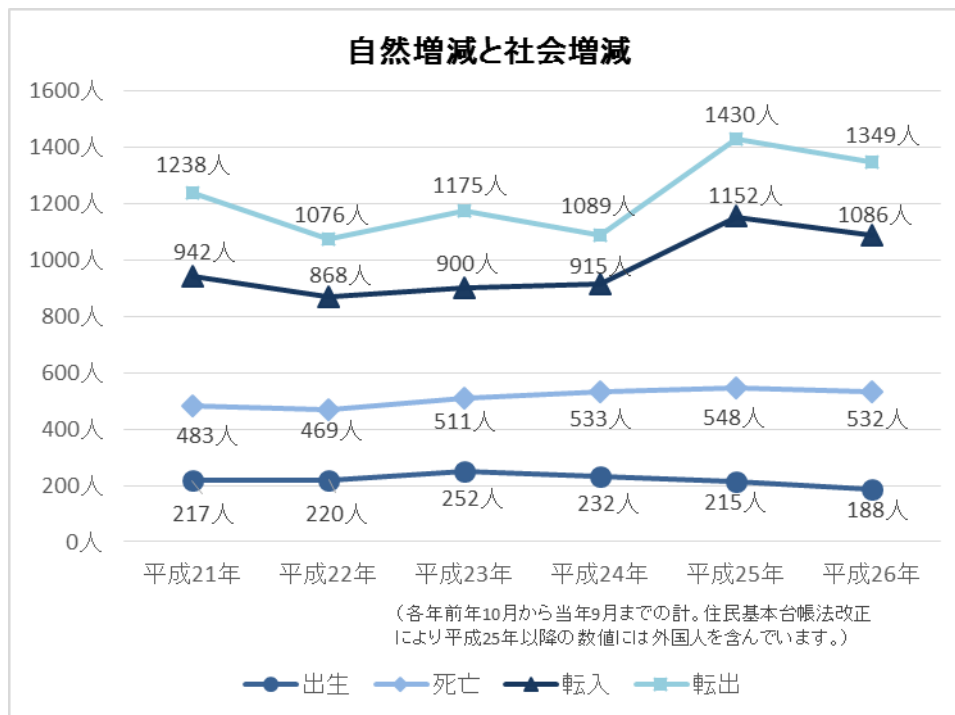
2. 過疎の状況

(1) 過疎の現状と今後の見通し

本市の人口推移（国勢調査ベース）を見ると昭和 60 年から平成 22 年までの 25 年間に 21.4%も減少する中、65 歳以上の高齢化率は、14.2%から 31.5%に増加しており、急速に少子・高齢化が進んでいることがうかがえます。

また、人口の自然増減を見ると出生数を死亡数が上回っており、社会増減を見ると転出数が転入数を上回っていることから、一貫して自然減、かつ社会減の傾向であり、少子・高齢化、人口減少が進行すると、医療、福祉等の負担増はもちろん、本市の活力の低下や集落機能の維持が困難となる地域が発生することが懸念されています。

したがって、今後の地域の自立促進に向けては、産業の振興及び交通通信体系、生活環境、教育文化施設等の整備など生活の基礎的条件の確保を進めるとともに、必要に応じて複数の集落が連携しながら広域的に支え合う集落機能の維持・再編に向けた取組みなど、持続可能な地域社会の形成を目指し、地域の再生を図る必要があります。



(2) 産業構造と地域の経済的な立地特性

商工業については、耐火物製造業を中心に精密機械、化学、医薬品、鉄鋼など多様な業種が進出しており、企業数が豊富なことから他市町からの通勤者が多く、昼夜間人口比率は県内4位の数値を誇っています。

水産業については、カキ養殖業が県下一の生産量を誇っており、農業については、稲作中心に営まれ、一部地域でブドウ、イチジクなどの果樹栽培が見られます。

観光については、備前焼や旧閑谷学校などの伝統文化、さらには山海の豊富な幸など、素晴らしい資源に恵まれています。

こうした「就労のまち」と「観光のまち」という側面があることの反面、地勢上、集落が分散傾向にあり、その分、商業施設等の都市機能も分散していることから、機能の集約や利便性という点で弱さがあります。

中国地方の東の玄関口に位置する本市は、京阪神と瀬戸内を結ぶ交通の要衝としての役割を有する立地条件にあり、県境を越えた発想が新たな活路として求められています。そして、産業活動や観光など多方面にわたり広域的な視点で優位性を生かした拠点機能の充実のための取組みを進めていくことが重要です。

第2節 人口及び産業の推移と動向

1. 人口構造

平成22年の国勢調査によると、本市の総人口は37,839人で、昭和60年国勢調査人口48,112人と比較すると、21.4%の著しい減少が見られます。さらに将来推計によると、平成37年には3万人を下回り、平成52年には21,330人になると予測されます。

人口構成では、平成22年の年少人口比率(0～14歳人口比率)は11.4%で、昭和60年時点の20.1%と比較すると8.7ポイントの減少となっている一方、高齢化率(65歳以上人口比率)は31.5%で、昭和60年時点の14.2%と比較すると17.3ポイントの大幅な増加となっています。全国の高齢化率23.0%(岡山県25.1%)と比較すると、8.5ポイント(同6.4ポイント)高く、高齢化の進行が顕著に現れています。少子高齢化の傾向は今後もさらに進み、推計では、平成52年には年少人口割合が7.8%、生産年齢人口割合が45.8%まで減少し、老年人口割合は46.4%にまで上昇すると予測されます。

今後、若年者層を中心とした社会増を図らなければ、集落機能の維持が困難となる地区が生じることが懸念されます。

表1-1(1) 人口の推移(国勢調査)

区分	昭和35年			昭和40年			昭和45年			昭和50年			昭和55年			昭和60年		
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	
総数	50,521	49,972	△1.1	50,433	0.9	50,745	0.6	49,306	△2.8	48,112	△2.4							
0歳～14歳	14,841	12,852	△13.4	12,309	△4.2	12,235	△0.6	10,900	△10.9	9,692	△11.1							
15歳～64歳	32,318	33,297	3.0	33,787	1.5	33,357	△1.3	32,323	△3.1	31,567	△2.3							
うち 15歳～ 29歳 (a)	13,400	12,887	△3.8	12,137	△5.8	10,782	△11.2	9,318	△13.6	8,756	△6.0							
65歳以上 (b)	3,362	3,823	13.7	4,337	13.4	5,153	18.8	6,083	18.0	6,853	12.7							
(a)/総数 若年者比率	26.5%	25.8%	—	24.1%	—	21.2%	—	18.9%	—	18.2%	—							
(b)/総数 高齢者比率	6.7%	7.7%	—	8.6%	—	10.2%	—	12.3%	—	14.2%	—							

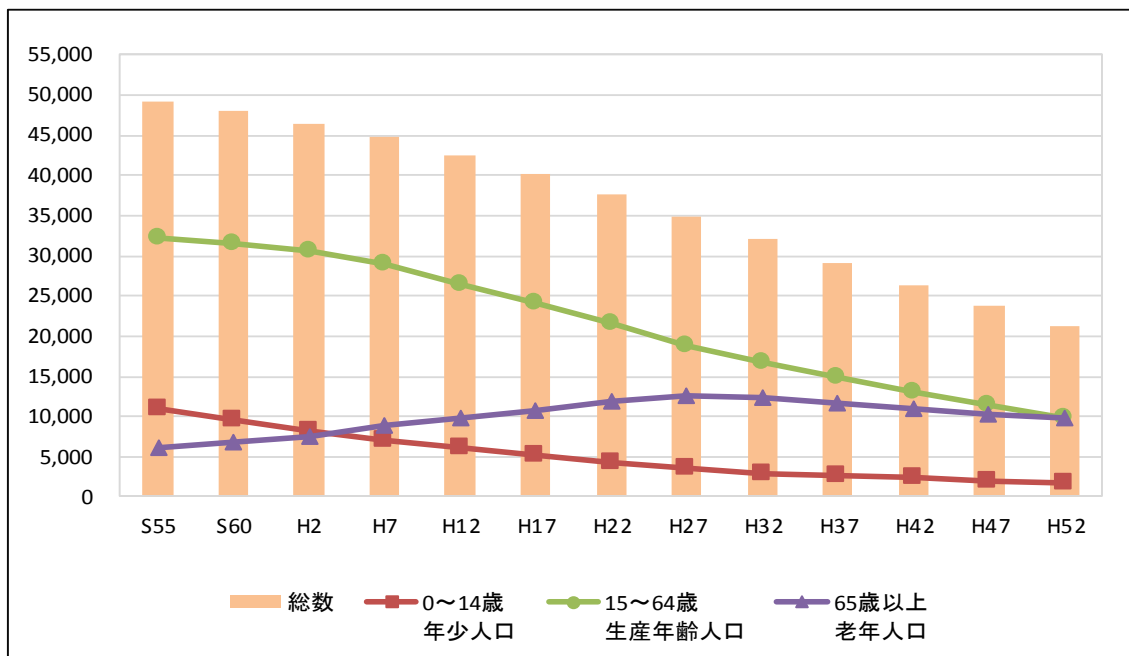
区分	平成2年		平成7年		平成12年		平成17年		平成22年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	46,319	△3.7	44,855	△3.2	42,534	△5.2	40,241	△5.4	37,839	△6.0
0歳～14歳	8,105	△16.4	6,990	△13.8	6,101	△12.7	5,211	△14.6	4,314	△17.2
15歳～64歳	30,654	△2.9	29,041	△5.3	26,545	△8.6	24,220	△8.8	21,531	△11.1
うち 15歳～ 29歳 (a)	8,624	△1.5	8,113	△5.9	7,054	△13.1	5,807	△17.7	5,076	△12.6
65歳以上 (b)	7,560	10.3	8,824	16.7	9,888	12.1	10,809	9.3	11,921	10.3
(a)/総数 若年者比率	18.6%	—	18.1%	—	16.6%	—	14.4%	—	13.4%	—
(b)/総数 高齢者比率	16.3%	—	19.7%	—	23.2%	—	26.9%	—	31.5%	—

表1-1 (2) 人口の推移 (住民基本台帳)

区 分	平成12年3月31日		平成17年3月31日			平成22年3月31日		
	実数	構成比	実数	構成比	増減率	実数	構成比	増減率
総 数	人 43,843	—	人 41,919	—	% △ 4.4	人 39,002	—	% △ 7.0
男	21,009	47.9%	20,062	47.9%	△ 4.5	18,657	47.8%	△ 7.0
女	22,834	52.1%	21,857	52.1%	△ 4.3	20,345	52.2%	△ 6.9

区 分	平成26年3月31日			平成27年3月31日			
	実数	構成比	増減率	実数	構成比	増減率	
総 数	人 36,726	—	% △ 5.8	人 36,331	—	% △ 1.1	
男 (外国人住民を除く)	17,578	47.9%	△ 5.8	17,385	47.9%	△ 1.1	
女 (外国人住民を除く)	19,148	52.1%	△ 5.9	18,946	52.1%	△ 1.1	
参 考	男 (外国人住民)	301	56.6%	—	316	58.4%	5.0
	女 (外国人住民)	231	43.4%	—	225	41.6%	△ 2.6

表1-1 (3) 人口の見通し



2. 就業状況

第1次産業(農業、林業、漁業)は、昭和50年国勢調査では1,797人(構成比7.6%)であったものが、後継者不足と高齢化により、平成22年国勢調査では604人(構成比3.6%)と35年間で1,193人(66.4%)の減少となっています。

第2次産業(鉱業、建設業、製造業)は、昭和50年国勢調査では12,708人(構成比53.4%)であったものが、平成22年国勢調査では5,971人(構成比35.9%)になっています。

第3次産業(運輸・通信業、卸売・小売業・飲食店、金融・保険業、不動産業、サービス業、公務)は、昭和50年国勢調査では9,251人(構成比38.9%)であったものが、平成22年国勢調査では9,459人(構成比56.8%)になっています。

表1-1(3) 産業別人口の動向(国勢調査)

区 分	昭和35年	昭和40年		昭和45年		昭和50年		昭和55年		昭和60年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 23,693	人 24,242	% 2.3	人 26,004	% 7.3	人 23,783	% △ 8.5	人 23,458	% △ 1.4	人 22,653	% △ 3.4
第1次産業 就業人口比率	22.5%	18.1%	—	12.8%	—	7.6%	—	6.5%	—	6.9%	—
第2次産業 就業人口比率	49.3%	49.1%	—	52.9%	—	53.4%	—	50.9%	—	49.2%	—
第3次産業 就業人口比率	28.1%	32.8%	—	34.2%	—	38.9%	—	42.5%	—	43.8%	—

区 分	平成2年		平成7年		平成12年		平成17年		平成22年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 21,897	% △ 3.3	人 21,848	% △ 0.2	人 19,679	% △ 9.9	人 18,158	% △ 7.7	人 16,640	% △ 8.4
第1次産業 就業人口比率	4.8%	—	5.1%	—	4.3%	—	4.4%	—	3.6%	—
第2次産業 就業人口比率	47.5%	—	46.2%	—	43.1%	—	38.5%	—	35.9%	—
第3次産業 就業人口比率	47.6%	—	48.6%	—	52.5%	—	57.1%	—	56.8%	—

第3節 行財政の状況

1. 行政運営

市民の行政に対するニーズは、社会経済の成熟とともに多様化、複雑化してきています。また、地方分権や少子・高齢化の進行など、地域を取り巻く環境が変化する中、簡素で効率的な行財政システムを構築し、市民ニーズに的確に対応していくことが求められています。

こうした状況にある中、本市では、平成17年3月の合併以降、事務事業の見直し、組織・機構の見直し、定員適正化管理など、健全な財政運営に向けた取組みを進めると同時に、市民の安全安心の確保につながる施策に対し、重点的に財源の配分を行うことで、メリハリのある行政運営に努めています。

2. 財政の状況

本市の財政は、わが国の景気が順調に上向いているとされる中、税収の増加などに実態として表れていないことから、自主財源の伸びは見込めず厳しい状況が続く見通しです。さらに、平成27年度からは普通交付税の合併優遇分の減少が始まり、今後は右肩上がりの扶助費や幼保一体型施設整備事業、ごみ処理施設整備事業などの大規模事業を抱えながら全体予算の圧縮に取り組まなければなりません。

財政指標については、実質公債費比率は14.0%（平成26年度決算）となり、数値は徐々に改善していますが、県内都市の中では依然として高い水準にあるため、これまでに行ってきた市債の新規発行の抑制を継続しながら、将来負担のさらなる軽減に努めます。また、財政の弾力性の指標となる経常収支比率は、91.2%（平成26年度決算）と、依然として硬直した水準が続いています。そのため、適正な受益者負担を設定しながら改善に努めていくとともに、企業誘致や定住促進などの具体的な活性化策を通じた新たな自主財源の確保にも取り組んでいきます。

今後も非常に厳しい財政運営が続きますが、私たちの創意工夫と努力により将来を担う世代が自らの選択で自らのまちを築くことができるよう、健全財政を確実に引き継ぐため、安定した財政基盤の構築に取り組んでいきます。

表 1-2(1) [財政の状況] (地方財政状況調)

(千円)

区 分	平成12年度	平成17年度	平成22年度	平成25年度
歳入総額 A	20,488,636	18,076,041	19,216,868	18,990,319
一般財源	15,073,017	13,874,366	14,772,838	14,437,824
国庫支出金	1,460,455	1,089,909	2,403,377	2,314,039
県支出金	857,364	1,008,316	787,896	852,918
地方債	1,242,112	946,800	570,500	710,700
うち過疎債	14,700	134,200	8,800	28,600
その他	1,855,688	1,156,650	682,257	674,838
歳出総額 B	19,642,685	17,607,961	18,553,901	18,172,545
義務的経費	7,283,144	7,246,020	7,189,168	7,082,707
投資的経費	3,846,269	2,150,539	3,096,389	2,786,093
うち普通建設事業	3,743,233	1,631,520	3,094,515	2,756,909
その他	8,513,272	8,211,402	8,268,344	8,303,745
過疎対策事業費	66,843	145,329	8,873	45,829
歳入歳出差引額 C (A - B)	845,951	468,080	662,967	817,774
翌年度へ繰越すべき財源 D	225,088	88,371	171,282	320,622
実質収支 C - D	620,863	379,709	491,685	497,152
財政力指数	0.474	0.494	0.531	0.486
公債費負担比率 (%)	14.2	15.2	14.1	13.4
実質公債費比率	-	-	18.1	15.9
起債制限比率 (%)	11.3	10.9	-	-
経常収支比率 (%)	84.9	93.3	89.3	91.4
将来負担率	-	-	109.3	67.1
地方債現在高 (千円)	17,546,847	19,737,473	17,671,543	17,501,581

表 1-2(2) [主要公共施設等の整備状況] (公共施設状況調)

区 分	昭和45 年度末	昭和55 年度末	平成2 年度末	平成12 年度末	平成22 年度末	平成25 年度末
市町村道						
改良率 (%)	-	-	27.3	33.1	37.2	37.7
舗装率 (%)	-	-	78.2	80.1	83.9	84.0
農道						
延長 (m)	-	-	-	95,079	106,638	106,638
耕地1ha当たり農道延長 (m)	-	-	63.7	71.6	-	-
林道						
延長 (m)	-	-	-	76,529	76,723	76,296
林野1ha当たり林道延長 (m)	-	-	8.5	7.1	-	-
水道普及率 (%)	-	-	97.2	98.7	99.9	99.9
水洗化率 (%)	-	-	32.3	63.4	91.0	90.7
人口千人当たり 病院診療所の病床数 (床)	-	-	10	10	25	6

※基礎資料の不足のため、未記載箇所あり。

第4節 地域の自立促進の基本方針

1. 備前市の将来像

第2次備前市総合計画では、「古くて新しい『教育のまち備前』」を将来像として掲げ、郷土として誇れるまちの実現を目指しています。

本計画では、最大の課題を少子・高齢化による地域力の低下と位置付け、特に、これからの備前市を担う若年者をターゲットにした施策や事業を重点化することで、若年者比率の維持向上につなげ、定住化を促進していきます。

2. 基本的な施策

長期人口ビジョンを踏まえた人口減少問題の克服と地域の活性化を目指すための具体的な政策を示した「備前市まち・ひと・しごと創生総合戦略」では、以下のことを基本目標としています。

①出生数の増加対策

子育てしやすい環境を整備し、若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる

②転入者の増、転出者の抑制対策

周辺市町へ若者が流出している「人の流れ」を変える、人口流出に歯止めをかける

③人を呼び込む対策

人を呼び込む魅力あるまちづくりの推進

④BIZEN スタイルの推進

「教育のまち備前」をBIZENスタイルとしたまちづくりの推進

⑤時代に合った地域づくり

時代に合った地域をつくり、誰もが安心な暮らしを守るとともに地域と地域を連携する

本計画でも、以上のことを踏まえた施策を展開していきます。

第5節 計画期間

計画期間は、平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5箇年とします。

第2章 産 業 の 振 興

1) 農林業

(現況と問題点)

本市の農業は、水稻作付けを中心としていますが、一部地域でブドウ、イチジク、みかんなどの特色ある果樹栽培が行われ、また、加工品の開発・販売なども行われています。しかし、1戸あたりの耕作面積は非常に零細で、生産性が低く、また、高齢化・担い手不足、鳥獣被害の拡大などにより、農家数、耕作面積はともに減り、それに伴う耕作放棄地が年々増加している状況です。

今後もこうした厳しい状況が続いていくことが予想されますが、食の安全性の確保、食糧自給率の向上、農地の保全などの観点から、農業を守り育てていくことは農業者だけではなく、市民にとっても大事なことです。このため集落営農組織をはじめとする担い手の確保に努め、鳥獣害対策や6次産業化の推進による生産意欲の向上を図っていく必要があります。

また、林業を取り巻く環境は、木材価格の低迷や後継者不足により厳しい状況にあるため、新たな木材利用に取り組んでいく必要があります。

[農家戸数等の推移] (農林業センサス)

区分	(単位：戸)						(単位：ha)			
	総農家数	自給的農家	販売的農家	専業	第1種兼業	第2種兼業	総面積	田	畑	樹園地
昭和50年	3,227	—	—	145	128	2,954	—	—	—	—
昭和55年	3,067	—	—	245	109	2,713	—	—	—	—
昭和60年	2,854	—	—	358	88	2,408	—	—	—	—
平成2年	2,303	—	—	333	32	1,938	866	744	65	56
平成7年	2,058	—	—	397	67	1,594	831	698	77	55
平成12年	1,679	831	848	169	37	642	699	594	64	41
平成17年	1,402	780	622	153	33	436	428	363	32	33
平成22年	1,179	699	480	138	32	310	362	297	34	30

(その対策)

①担い手の育成と確保

高齢化による耕作放棄地の拡大が予想される中で、集落が受け皿として管理する

仕組みづくりを行っていきます。また、就農対策制度のPRを行い、就農しやすい環境づくりに努めるとともに、経営改善を支援し、さまざまな方面から意欲ある人材の確保・育成が図れるよう整備を行います。

②農地利用集積の強化

農地中間管理機構及び農地利用集積円滑化団体と連携し、担い手など意欲のある農業者への農地の集積を推進します。

③農業生産基盤の整備

大規模な基盤整備はほぼ完了していますが、用排水路や農道、ため池は老朽化が進んでいるため、計画的に改修することで、土地利用と生産性を維持していきます。

④6次産業化の推進

既存の加工品の製造や新たな加工品の開発を行い、本市ならではの特産品が誕生するよう、6次産業化を積極的に支援していきます。

⑤鳥獣害対策の推進

地域ぐるみによる農作物被害防止施設の設置や有害鳥獣駆除を効率的に実施し被害防止に努めます。

⑥森林整備と森林資源の有効活用

従来からの主流事業であった森林整備事業の造林や保育事業等から、森林資源を産物として利用する事業への取組みを拡大していきます。

2) 水産業

(現況と問題点)

水産業については、カキ養殖業が県下一の生産量を誇り、漁船漁業も盛んであることから主要産業の一つと位置づけられています。また、「五味の市」や「真魚市」の両魚市場は、漁業者と消費者の交流の場であると同時に、観光地としての側面を持ち、地域活性化の観点からも重要なものとなっています。

しかし、水産資源の減少、漁業従事者の高齢化など、水産業を取り巻く環境は決して楽観できる状況ではなく、今後とも水産物の産地として発展していくためには、基盤整備や後継者対策を継続するとともに、里海づくりによる豊かな海の再生に取り組んでいく必要があります。

また、市内での水産物の消費拡大や自然災害に強い漁村の構築が求められています。

(その対策)

①里海のまちづくり

里海の創生を効率的に推進するためには、「産・学・官・民」の協力と連携が必要です。水質悪化や乱獲、沿岸部の埋め立て等によって減少した水産資源を回復させるために、アマモ場や干潟の再生を推進するとともに、効果的な稚魚の放流と適切な資源管理を推進することで、豊かな生態系を持つ里海づくりを目指します。

②水産業の経営基盤の強化

水産業経営の安定を図るため、水産業共同利用施設等を計画的に整備することにより、水産物の安定供給の確保と水産業の健全な発展を図ります。また、労働環境を整備することにより、定常的な後継者の確保と高齢化対策につなげます。

③沿岸域の総合管理

海、島からなる豊かな自然と資源を活かした地域を創生するために、関係者が参加・協力して陸域を含めた総合的に管理する仕組みを構築し、地域の活性化につなげます。

④消費拡大の推進

消費者は、食の安全・安心、品質や地産地消への高い関心があることから、地元の魚がおいしいことをPRし、地産地消を推進します。また、魚食普及のための食育も推進します。

⑤観光漁業の推進

現在の観光漁業の拠点である「五味の市」や「真魚市」などを地域資源の核として、「楽しむ・食べる・泊まる」という里海環境をフィールドとした海を活かした新しい観光の魅力として情報を発信します。

3) 漁港施設

(現況と問題点)

漁港施設は、穂浪漁港、頭島漁港と大多府漁港があります。県事業による漁港整備が年次的に進められているところですが、近年の異常気象による災害に備え、今後とも県や地元と協議しながら整備を検討していく必要があります。

(その対策)

①漁港の一体的整備

安全・安心な暮らしを確保するため漁港機能の維持と拡充を検討します。特に、頭島漁港については、架橋完成に伴う地域のニーズにあわせた整備など県漁港整備計画の早期完成を期待し、整備後の活用に努めます。

3 漁港ともに県管理漁港のため、県の方針に沿って周辺整備を行うこととなります。

4) 商工業

(現況と問題点)

工業については、耐火物関連企業を中心に、企業の集積度が高く、可住地面積に占める工業用地の割合も高くなっています。しかしながら、昨今の景気低迷やグローバル化の影響を受け、企業の撤退や規模縮小などが見受けられるようになっていくことから、新たな企業誘致活動を進めるとともに、既存企業への支援を行うことで、企業活動の活性化に努めていく必要があります。

商業については、大型店舗の進出により充実が図られつつありますが、地域の商店は衰退が著しく、大型店舗との共存が課題となっています。

(その対策)

①既存企業の支援

市内の既存企業が撤退しない、させないことも企業誘致と同様に重要施策であることから、既存企業への訪問を定期的を実施し、既存企業が引き続き事業展開できるよう支援を行います。

②企業誘致への積極的情報提供

企業誘致を進めるにあたり、市内の土地情報や立地に関わる情報を、ホームページを通じて情報発信するとともに、岡山県などとの連携のもと積極的に本市への立地を呼びかけていきます。

また、企業団地について、早期の造成・分譲を目指すとともに、次の適地の調査・検討を行います。

③商工業の振興

中小企業の経営安定のための融資事業の活用を図るとともに、岡山セラミックスセンターを通じて、耐火物、伝統工芸などの地場産業の育成支援に努めます。

また、伝統工芸や商店街の活性化に向けた支援を推進します。

5) 観光又はレクリエーション

(現況と問題点)

観光については、一千年の歴史を持つ「備前焼」や日本遺産認定の旧閑谷学校、ご当地グルメで有名な日生の「カキオコ」などで備前市は全国的に知られていますが、観光客の数は年々減少傾向にあります。観光の形態として、観光バスやマイカーで訪れる、滞在時間の短い、日帰り・通過型の観光が主流となっているため、これを宿泊型の観光へ転換し、観光消費を拡大していくことが必要です。

また、近年は、価値観や観光ニーズの変化とともに、外国人観光客の増加、地域の自然や歴史文化、生活なども観光の対象となり、地域の人と来訪者との交流も大きな魅力と感じられるようになってきました。

今後の本市の観光振興では、市民や関係団体と連携して観光交流を推進していくことも重要です。

レクリエーションについては、子どもを持つ市民から、身近で楽しめる公園の充実を望む声があり、新たな公園施設の整備が求められています。さらに運動公園では、利用者の利便性向上やスポーツ振興の拠点として、施設機能の充実が求められています。

また、災害時の避難地として防災機能をもつ施設が不足しており、応急活動や避難生活に必要な資機材、水道、照明、トイレその他防災面に配慮した施設整備が必要です。あわせて既設公園施設の経年劣化が進行しており、老朽化対策も課題となっています。

(その対策)

①地域の魅力を生かした宿泊型観光の推進

備前焼、備前焼ミュージアム、旧閑谷学校、八塔寺ふるさと村、架橋で本土とつながった鹿久居島や頭島などの日生諸島、また、「カキ」を代表とする海産物等の観光資源をうまく組みあわせ、魅力ある観光ルートを設定していくことで、市内での宿泊を促進します。

②観光情報の発信

四季折々の観光情報や地域の伝統的な祭り、イベントなど魅力ある情報を、県、市、観光協会などのホームページへ掲載するとともに、旅行会社や各種メディアを活用し、効果的な情報を発信していきます。

③おもてなしの心による受入体制の充実

おもてなしの心の醸成として、観光ボランティアガイドなど観光を支える人材を育成します。

観光地の美観を向上させるとともに、外国語案内表記、ユニバーサルデザインにも配慮した受け入れ施設の整備を充実させ、訪れた人にわかりやすい案内をするなど、まち全体で観光客を温かく迎える雰囲気醸成していきます。

④多様な観光ニーズへの対応

観る観光から自然、歴史文化などを体験する観光や団体から少人数での観光にシフトするなど、観光客のニーズの変化を把握し、それに対応することで、また訪れたいと思ってもらえる観光商品を開発していきます。

⑤体験型修学旅行の誘致

備前焼、旧閑谷学校、日生諸島、八塔寺ふるさと村などを取り込んで、地元の人々と交流する体験型修学旅行を、小中学校、高等学校へ提案し、誘致を推進していきます。また、受け皿の整備にも努めていきます。

⑥主要観光施設の整備

備前焼の里の玄関口である駅舎や市内主要の観光施設を改修し、観光客が楽しめるスポットとして魅力ある空間を整備していきます。

⑦公園の適正な維持管理

老朽化している公園施設について、計画的な予防修繕を取り入れることで施設の長寿命化を図り、都市公園の安全性を確保し、トータルコストの縮減と平準化を進めます。

⑧公園機能の充実

市民のためのふれあいの場、癒しの空間、レクリエーションの場であるだけでなく、防災、避難、都市景観の向上など幅広い機能を有する公園の整備を推進していきます。

また総合運動公園は、スポーツ振興の観点から、運動施設としての機能だけでなく、観覧や交通アクセス、宿泊、食事等も含めた利便性向上のための機能充実を推進していきます。総合運動公園は、利用者の利便性向上や、スポーツ振興の観点から施設機能の充実を推進していきます。

⑨身近な公園緑地の整備

児童遊園地など他種公園との統廃合を検討しつつ、市民が憩える身近な公園緑地の整備を進めていきます。あわせて、地域と連携しながら、地域住民が主体となった管理運営を行うことによって、良好な公園環境を保っていけるような方策も検討

していきます。

⑩まちの環境美化

まちのイメージアップにより観光客誘客につながるよう、各施設の管理者において適正管理の促進を図るとともに、自治会・ボランティア等各種団体との連携により、市内の各所に花を植える「花いっぱい運動」や道路・海岸・公園他公共施設の清掃活動など美観形成に取り組んでいきます。

6) 海運業

(現況と問題点)

海運業は、高度経済成長に支えられて成長し、鋼船への切替え、船舶の大型化、貨物船からタンカー船への比率移行等の変革を経験しながらも積極的経営を経て今日に至っており、地域の基幹産業の一つとして重要な位置を占めています。

特筆すべきは、タンカーとりわけケミカルタンカーの比率が極めて高く、日本の石油化学分野の物流を支えているとも言えます。

しかしながら、今日、所有船舶の老朽化及び船員の不足、燃料費の高騰、運賃・用船料の低廉化により厳しい状況が続いており、大きな転換期に立たされています。

内航海運業を取り巻く各種施策は、制度上国により負うところが大きですが、国の構造改善施策により、経営の安定化、合理化等を一層促進する必要があります。

[日生地区海運組合の組合員数と船舶保有状況]

区 分		平成18年	平成20年	平成22年	平成24年	平成26年	
組 合 員 数		83	78	70	67	66	
貨物船	隻数	27	27	27	28	27	
	総トン数	8,176	8,944	8,930	9,060	10,419	
油タンカー	隻数	20	18	16	16	15	
	総トン数	8,091	7,929	8,085	9,042	8,547	
ケミカルタンカー	隻数	49	51	44	44	43	
	総トン数	23,282	24,599	21,766	22,246	22,321	
LPG・特タン・その他	隻数	22	21	18	19	16	
	総トン数	30,316	26,338	25,420	25,820	16,747	
合 計	隻数	118	117	105	107	101	
	総トン数	69,865	67,810	64,201	66,168	58,034	
内 訳	内自己所有船	隻数	104	103	97	97	92
		総トン数	57,342	54,363	53,196	54,146	46,942

(資料 日生地区海運組合調べ)

(その対策)

①海運業の経営基盤の強化

海運事業者の経営の合理化を促進し、経営基盤の安定を図ります。

7) 港湾施設

(現況と問題点)

市内には、県管理港湾である東備港（片上地区、日生地区、中日生地区）と市管理港湾である久々井港、寒河港、鴻島港があります。

県管理港湾については、東備港のうち、片上地区については主に耐火煉瓦関係の貨物取扱港として利用され、日生地区については周囲に漁業施設が集約され、漁港と同様の利用がなされており、中日生地区については小豆島をはじめ諸島行きフェリーや観光船の発着場等として利用されています。

市管理港である久々井港、寒河港については、プレジャーボートの係留を中心とし、鴻島港については、定期船の発着場としてそれぞれ利用されています。

こうした港湾施設について、県管理港湾の片上地区と日生地区については、航行の安全や台風時の高潮対策等の整備を進めていく必要があります。中日生地区については、交通結節点、観光港としての機能を充実していく必要があります。

また市管理港湾については、引き続き施設の維持補修を行い機能を充実していくことが必要です。

(その対策)

①東備港の機能強化

船舶の安全な航行確保のため、片上地区での航路浚渫を県に要望していきます。

また、高潮対策として、片上地区と日生地区では海岸保全区域の指定がなされていますが、防潮堤等の工事が進むように、県・国への要望活動を展開し、防災機能の向上を図っていきます。

②港湾の適正な維持管理

市管理港湾については、長寿命化を図るため計画的な維持補修を行っていきます。県管理港湾についても、県との連携により適切な維持管理と施設の延命を図っていきます。

また、プレジャーボート等について、無秩序な係留が多数見られる現状から県と

連携し、係留施設の利用を促すなど、指導の強化に取り組んでいきます。

事業計画（平成28年度～32年度）

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)		事業内容	事業主体	備考
1 産業の振興	(1) 基盤整備	農 業	中山間地域総合整備事業負担金	県	
			県防災減災事業負担金(新柳井堰)	県	
			県防災減災事業負担金(東奥池)	県	
			県防災減災事業負担金(城ヶ畑下池)	県	
		水産業	水産環境整備事業負担金	県	
	(2) 漁港施設		漁港整備事業負担金	県	
	(8) 観光又はレクリエーション		都市公園整備事業（長寿命化計画に基づく整備）	市	
	(10) その他	港湾施設	(公共) 東備港港湾改修事業負担金	県	
(単県) 東備港港湾改修事業負担金			県		

第3章 交通通信体系の整備、情報化 及び地域間交流の促進

1) 道 路

(現況と問題点)

生活道路である市道については、市民が安全に安心して快適に利用できるよう、緊急性などの優先順位により整備を行っていますが、幅員が狭いところや施設が老朽化し市民の利便を阻害しているところがまだ残されているため、その解消を進めていく必要があります。

国道2号をはじめ市内の幹線道路については、朝夕の通勤時間帯の渋滞や多くの箇所です事故が発生しています。また、未改良箇所が円滑な交通を阻害しているところもあり、その整備について、国や県に要望をしていく必要があります。

また、事故や渋滞の解消及び地域間交流や観光の促進、産業振興など道路機能の効果促進と活用のため「道の駅」の設置を検討する必要があります。

(その対策)

①国・県道の整備促進

本市の骨格となる国道2号や県道の幹線道路は、本市の活性化を図る上で重要な役割を果たすため、国や県に未改良箇所の整備を要望し、交通の円滑化を図ります。

また、交通安全上危険な箇所の解消など、市民ニーズを的確にとらえ、国道、県道の管理者に対し是正するよう要望していきます。

②計画的な市道整備

市道の整備については、年次計画を立て、関係機関や地元関係者との協議調整を十分に行いながら、地域に合った市道の整備を進めていきます。

③通学路の安全確保

通学路の安全確保のため、歩道整備、路面表示や歩道と車道の分離など安全施設の整備を進めていくとともに、関係部署・機関と連携し、交通安全啓発に努めます。

④「道の駅」の設置

近年、単なる休憩所としてだけでなく、地域の観光PRや物産販売、コミュニティや福祉、防災などの機能を兼ね備えた「道の駅」が地域振興のツールとして重要視されています。本市は国道2号、山陽自動車道、ブルーラインなど広域幹線道路が輻輳する交通の要衝であることから、「道の駅」の設置について国・県と連携

し検討を進めていきます。

2) 橋りょう

(現況と問題点)

全ての橋りょうについて、5年に一度の点検など義務が明確化されたことにより、今後の安全性を確保するため、総合的かつ計画的な管理による、老朽化対策の推進を図っていく必要があります。

(その対策)

長期的に、橋りょうの長寿命化に向けた修繕計画を策定し、財政負担の軽減・平準化を図っていきます。

3) 農 道

(現況と問題点)

農道については、生産基盤としての農道の活用意義を維持し、また生活基盤の一部としての利用が重視されていることから、総合的な利便性を勘案し、整備を進めていく必要があります。

(その対策)

土地の有効利用と生産性の高い農業経営を促進するため、また、生活道としての効率的な利用を図るため、農道の整備に努めます。また、広域農道備前東部地区が開通され、他の道路へのアクセスが改善されたため、地域資源の物流の活性化に努めていきます。

4) 林 道

(現況と問題点)

本市の民有林は市全体面積の約80%を占め、そのうち約19%がヒノキ、スギを主体とした人工林で、市内各地に分散化しているため施業の共同化が行いにくい状況です。将来の伐採期に備え、適切な保育施業の必要がありますが、森林保全意識

の希薄化が懸念されています。しかしながら、森林は、生活環境の保全や海産資源の養育に多大な影響を及ぼすことから、森林保全や造林事業の推進とあわせて、林道の整備を進めていく必要があります。

(その対策)

森林保全や造林事業を計画的、かつ効率的に実施するためには、林道の整備が不可欠です。また、森林の総合的利用の促進や山火事における消火活動への利用及び地域の生活道としての利用を図るため、林道の整備に努めます。

5) 有線テレビ事業等

(現況と問題点)

本市は山間地等地形的条件により難視聴地域を多く抱えています。

有線テレビ事業については、この難視聴地域の解消を目的に日生有線テレビ株式会社を設立して共同受信施設の整備を行っています。しかし、施設の老朽化等によって大規模な更新、改修が想定されます。

また、住民の自治組織が設置しているテレビ共同受信組合も多数あります。これらの公共的団体等も過疎化、高齢化等により施設整備等が困難となっています。

(その対策)

基幹放送があまねく受信できるように努め、情報通信における格差を是正するために、当該共同受信施設の大規模改修が実施される場合や公共的団体等が行う施設整備に補助するなど必要な支援を行うことを検討します。

6) 防災行政用無線施設

(現況と問題点)

本市は、山地が多く、その狭間に平地を有することから、地形的に電波受信が困難な地域があり、また、経年劣化や建物の気密化による通信不良などが想定されることから、防災行政用無線施設の保守点検や生活様式の変化に対応した対策を講じ、通信連絡網の向上に取り組んでいく必要があります。

(その対策)

既存機器の保守点検等を実施しながら、火災、水害など災害時における情報伝達手段の確立を図っていくとともに、今後は、災害等の緊急時における情報の収集及び伝達体制を確保するため、本庁と各総合支所、各地区を結ぶ防災行政無線設備の整備を図るとともに、合併後の旧市町間の設備の統一やデジタル化への移行体制を整えていきます。

7) その他の情報化

(現況と問題点)

情報通信基盤の整備は、地理的な不利のある過疎地域において、その制約や非効率性を解決する有効な手段と考えられます。

市民の利便性の向上や効率的な行政サービスを提供するため、行政事務の電算化等を推進しており、こうした取組みを活かすためにも、より高速かつ大容量の情報通信基盤の整備が必要です。

(その対策)

情報システムのコスト削減や業務の軽減だけでなく、災害時における情報の安全性を確保するため、自治体クラウドや共同利用を積極的に進め、効率的な電子自治体を目指すとともに、ICTを活用した日常生活や企業活動の利便性の高いまちづくりを推進していきます。

また、情報通信基盤の技術的進展を視野に入れながら、超高速ブロードバンドの整備について、民間事業者への積極的な働きかけや支援を行っていきます。

8) 地域間・国際交流の促進

(現況と問題点)

地域間交流については、地理的・歴史的につながりの深い東備地域や定住自立圏等の取組みを通じ西播磨地域との交流が行われています。

また、また、国際交流については、文化交流協定・友好協力都市協定に基づく韓国の小・中学生との交流、姉妹都市縁組に基づくオーストラリアの中学生・高校生との交流、そして文化交流協定に基づくアメリカの中学生・高校生との交流をそれ

ぞれ実施しています。

こうした交流は、地域の活性化策として大きな期待が寄せられており、また、地域づくりの推進力となる国際性豊かな青少年リーダーを育成する観点からも積極的に取組んでいく必要があります。

(その対策)

①国際交流活動の促進

国際交流事業として、韓国の方魚津地域との歴史的な関係による蔚山広域市東区との相互交流、オーストラリアのクレア&ギルバートバレー町との相互交流、そしてアメリカのメンローパーク市との相互交流を引き続き実施し、グローバルな視野を持った人材を育成します。

②地域間交流事業の推進

東備地域、西播磨地域を含む関西圏等との交流を深めるとともに、修学旅行生の受け入れなど国内の他地域との間においても、各種イベントの開催や文化、スポーツ、経済の交流等により、人、物、情報の輪を広げながら、地域の活性化と人材づくりを進めます。

9) 公共交通

(現況と問題点)

市内には、路線バス、JR、定期船、タクシーなどの公共交通機関があり、市内のほぼ全域をカバーしています。

路線バスは、民間バス事業者の1社が運行しているほか、新たに平成27年10月から市営バスとして運行していますが、利用低迷を要因とした運賃収入の減少はもとより、市営化による路線の維持に係る経費が増大することが予想され、経費軽減のためにも、有償・無償の多極ネットワーク化した地域の交通共助対策などが喫緊の課題です。

JRは、山陽本線と赤穂線が運行されていますが、県中心部から離れるほど利用者が少なくなっているため、県東部に位置する本市については利便性が低くなっています。

本土と島を結ぶ定期航路が運航されていますが、架橋により利用者が激減しており、航路存続のための早急な対策を行う必要があります。

超高齢社会が到来する中、通院、買い物時の安心で便利な移動手段の確保が求められています。

財政負担の抑制の観点からも、運行の効率化を図り、総合的に連携した地域の公共交通体系を構築していかなければなりません。

(その対策)

①路線バスの確保・維持と利便性向上

バス利用の実態とニーズを的確に把握しながら、効率的で使いやすいバス運行となるよう路線の再編を進め、利便性を向上させることで利用者の増加を目指し、路線の確保・維持につなげていきます。

②J Rの利便性向上

J Rの利用がしやすくなるよう、パーク&ライドのための駅周辺の駐車場整備等を検討していきます。

③海上交通の確保

架橋完成後の定期船航路については、交通需要に合わせた航路運航の確保に努めます。

④公共交通空白地域の対策

バス路線等の公共交通がなく、自分で自家用車の運転ができない高齢者等の交通弱者が日常生活を送るための移動が困難な状況となっているような公共交通空白地域については、タクシーチケットの交付など、まちづくりの施策とあわせてその対策を検討していきます。

事業計画（平成28年度～32年度）

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)		事業内容	事業主体	備考
2 交通通信体系の 整備、情報化及び 地域間交流の促進	(1) 市町村道	道路	頭島1号線拡幅事業 (L=1,000m W=5.0m)	市	
			香登4号線拡幅事業 (L=580m W=7.5m)	市	
	(6) 電気通信施 設等情報化のた めの施設	防災行政用 無線施設	防災行政無線整備事業	市	
		その他	光通信基盤整備事業補助金	市	
	(10) 過疎地域自立促進特別事業	公共交通維持確保事業（離島定期船運航補助）		市	過疎債ゾ ン事業実施分
		公共交通維持確保事業（市営バス運行経費） 平成27年4月に完成した備前日生大橋により、定期船の利用客、収入が激減している。島民にとってなくてはならない移動手段である定期船を継続運航させるため支援する。		市	
	公共交通維持確保事業（市営バス運行経費） 平成27年9月末日をもって市内の路線を運行していたバス事業者の撤退により、10月より市営バスとして運行している。市内の公共交通を確保維持するために、有償・無償の共助による交通移動手段を整備するなど、交通弱者のための利用しやすい公共交通体系としていく。		市	過疎債ゾ ン事業実施分	

第4章 生活環境の整備

1) 水道施設

(現況と問題点)

本市の水道は、給水人口 34,976 人、普及率 99.7% (平成 27 年 3 月 31 日現在) で運営しています。全国的な傾向に、昭和 30 年代後半から昭和 40 年代に建設された施設が多く、特に基幹となる主要な送・配水施設が老朽化し、本市の水道においても、更新時期を迎えている状況です。

水道の抱える問題点として、更新期を迎えた老朽施設の更新、水道水質の安全確保、南海トラフの大地震などに備えた災害対策、給水人口の減少、節水化が進んだ生活様式の変化などによる水需要の減少が挙げられます。また基幹管路の耐震化率については 29.4% と低く、耐震化率を大きく向上させる必要があります。この他にも災害、管路・水質事故等で断水した各家庭への臨時の給水措置についても検討していく必要があります。

(その対策)

平成 25 年 3 月に厚生労働省が策定した新水道ビジョンに基づき、以下の 3 つの目的で対策を進めます。

①強靱な水道

市内の幹線管路で、耐震性を考慮した管路の更新整備を行います。また、老朽化に起因した漏水対策のため、耐用年数が経過した管路について計画的に更新整備を行います。

②安全な水道

浄水施設については、必要な機器の改修など現有施設の適正な管理運営を行い、継続して安定した水質の水道を供給します。

③水道サービスの持続

これらの更新・整備については診断・補修等を行いながら最適な時期と方法を判定し、投資の平準化も加味し、中長期的な視点に立って行います。

2) 下水処理施設

(現況と問題点)

本市では、地域の状況にあわせ、大きく分けて3つの下水道事業（公共下水道等、農業集落排水施設、漁業集落排水施設）と浄化槽で汚水処理を行っており、汚水処理人口普及率は89.3%、水洗化率は91.5%（平成27年3月31日現在）と高い水準にあります。こうした中、公共下水道については、公共下水道整備計画の見直しを行い、未整備区域の整備と合併浄化槽の設置を併用することで、整備率の向上に努めているところです。

また、一方で施設そのものの老朽化が進んでいることから、今後は長寿命化などの維持管理面に重点を移していく必要があります。あわせて、下水道使用料が減少傾向にあり、経営の安定化が大きな課題となっています。

（その対策）

①公共下水道の整備

見直した公共下水道整備区域内の整備については、国の補助金や本市の財政状況を勘案しながら効率的・効果的に進めます。

②合併浄化槽の整備

合併浄化槽の整備区域は、合併浄化槽設置補助金事業推進のため、広報によるPR、啓発活動を行います。

③施設の適正な維持管理

施設の老朽化、耐震診断の結果をもとに、長寿命化計画を策定し、計画的に設備の更新や部分取り替え、修繕を行います。

3) ごみ処理施設

（現況と問題点）

ごみ処理は、可燃ごみについてはクリーンセンター備前、不燃ごみについては、不燃物処理施設、リサイクル施設及び最終処分場において処理を行っており、それぞれの地域で収集、処理体系の統一を図りながら市内の施設等で処理しています。ごみの処理量については、ごみの減量化・資源化への市民意識の高まりとともに減少傾向にあるものの、和気北部衛生施設組合によるごみ処理業務の廃止や各施設の老朽化等への対応として、ごみ処理施設の整備等とごみの減量化・資源化に対する更なる取組みが急務となっています。また、最終処分場においては、適正閉鎖をする時期も迫っています。

(その対策)

①分別の徹底

9種23分別の導入を進めていますが、これを早期に全市展開させ、可燃ごみや埋め立てごみを減らし、資源ごみの回収量を増やしていきます。

②生ごみの減量化

現在実施している生ごみ処理容器購入費の補助を継続することで、排出される生ごみを減量化していきます。また、生ごみの分別・処理、バイオマスエネルギーの活用等についても、先進地への視察等により検討していきます。

③リサイクルの推進

子ども会などが実施する資源ごみ回収（廃品回収）を支援してリサイクルを促進していきます。さらに、焼却灰をセメントの原料に活用したり、し尿や浄化槽汚泥の処理過程からの資源回収にも取組み、埋め立て処分量を削減し最終処分場の延命化とコスト削減にも努めます。

④施設の適正運営と計画的な更新

ごみを効率的かつ安定的に処理するため、処理施設の適正な維持管理を行うとともに、リサイクルの推進により処理量を減らし、運営コストの軽減を図ると同時に、既存のごみ焼却施設の整備等を行います。

⑤最終処分場の適正閉鎖

適正閉鎖に向けた整備を検討するとともに、その他の施設についても管理運営の見直しを行います。

4) 公共墓地

(現況と問題点)

墓地については、市営墓地として13箇所1,470区画整備していますが、市民からの墓地整備の要望は多く、また、地形的に山裾や狭小な土地に墓地が点在している状況で新たな公共墓地の整備が急務となっており、将来の需要を見極めながら整備を進めていくことが必要です。

(その対策)

①墓地の管理

市営墓地の適正な管理に努め、自治会などが所有する地区管理墓地については、

地域で継続して維持管理ができるようにしていきます。

②市営墓地の整備

市民の墓地需要の動向を踏まえ、地域の特性や周辺環境に配慮した市営墓地を整備していきます。

5) し尿処理施設

(現況と問題点)

し尿及び生活排水等については、3つの下水道事業と浄化槽で汚水処理を行っており、水洗化率は高い水準にありますが、公共下水道への未接続や未水洗化世帯のし尿・浄化槽汚泥については、許可業者が現在、衛生センターのし尿処理場へ搬入しており、今後とし尿処理施設の適正な維持管理が求められています。

(その対策)

①施設の適正運営と計画的な更新

し尿を効率的かつ安定的に処理するため、し尿処理施設の適正な維持管理を行います。

衛生センターのし尿処理場については、老朽化した施設に代わり、市全域の適正処理の維持ならびに循環型社会構築への寄与を目指す、新たなし尿処理施設で適正処理を行い、施設で回収するリンを肥料原料として利用します。また、たい肥化、エネルギー再利用についても検討します。

②水洗化の促進

公共下水道への未接続世帯については、速やかな接続を積極的に呼びかけ、未水洗化世帯については、小型合併浄化槽の設置の普及促進に努めます。

6) 火葬場

(現況と問題点)

火葬場については、備前斎場、日生斎場と和気北部衛生施設組合の3つの施設を主に使用しており、合併以前からの施設を使用できていることから利便性は高い水準にありますが、施設の老朽化等の対応として、統廃合も含めた火葬場の適正な維持管理が求められています。

(その対策)

①施設の適正運営と計画的な更新

火葬執行を効率的かつ安定的に行うため、統廃合も含めた火葬場の適正な維持管理を行うとともに、運営コストの軽減に努めると同時に、火葬場の整備等について検討します。

7) 防災・交通安全等

(現況と問題点)

本市は、過去に豪雨や高潮などに被災したことから、ハード整備の実施とあわせ、消防団や自主防災組織の充実・強化に努め、災害に強いまちづくりを推進しています。特に、東日本大震災後は、災害を完全に封じ込めようとするのではなく、被災したとしても人命が失われないことを最重視した「減災」の考え方が常識となりつつあります。こうしたことから、消防資機材、備蓄用品等の充実をはじめ、施設の耐震化や防災通信網の整備などに努めるとともに、消防団員の定数確保、自主防災組織の育成・強化を図り、市民一人ひとりの危機管理意識を醸成することで、災害に対する地域力の向上に努めていく必要があります。

また、高齢者や女性、子どもが犯罪、事故等に巻き込まれるのを防ぐため、地域社会全体で見守るとともに、「振り込め詐欺」の被害防止対策、登下校時の通学路での子ども安全対策などを推進し、警察をはじめとする関係機関と連携することで地域ぐるみの防犯活動に高めていく必要があります。

(その対策)

①消防施設等の整備、充実

防災対策の充実に向けて、消防施設、防災通信網、消防資機材、備蓄用品の整備、充実を図ります。

②災害対策本部等拠点施設の耐震化の推進

災害対策本部の拠点である市役所をはじめ、避難所等の耐震化に向けて、移転も含めた検討をします。

③消防体制の整備と充実

消防団の充実を図るため、消防施設整備の充実、消防団員の待遇改善、女性消防団員の加入を促進し、団員の適正な配置に努めます。

④地域の防災力の向上

自主防災組織、防災士の育成強化と地域の実情に応じた防災対策を図るため、防災訓練、出前講座、リーダー研修会等を行います。

⑤防犯体制の強化と安全・安心対策

警察や学校、町内会、関係団体などと連携を図り、犯罪・事故等に関する情報の提供、防犯活動の支援などにより、市民の防犯意識を高め、地域中心の自主防犯体制を確立するとともに、安全教育や高齢者等に配慮した交通安全施設の整備及び犯罪防止に配慮した安全・安心対策を推進します。

8) 住 宅

(現況と問題点)

本市には、市営住宅と特定公共賃貸住宅の2種類の公営住宅がありますが、一部の市営住宅は入居競争率が高く、特定公共賃貸住宅については入居競争率が低い状況にあります。特に、市営住宅は、住宅困窮者に対するセーフティネットでもあるため適正な住宅戸数の確保と維持管理を行う必要がありますが、どれも老朽化が著しく、建て替えも視野に入れた対策が必要となっています。

一般住宅については、市内の住宅の多くが非耐震構造であり、今後発生が予想される東南海・南海地震などから市民の生命と財産を守るため、より多くの耐震改修を促進する必要があります。また、空き家が増えつつある現状から有効活用の促進を図るとともに、空家対策特別措置法を活用し、特定空き家に対する対処法を検討する必要があります。

宅地については、分譲地の販売を促進していく必要があります。

さらに、若者の定住促進に向けた取組みを主に、新たな方策を検討していく必要があります。

(その対策)

①公営住宅の整備、長寿命化

老朽化した公営住宅は、長寿命化計画に基づき計画的に建て替え、改修、修繕を進めていきます。

②持ち家の耐震化推進

木造住宅の耐震診断、補強計画や改修工事に対する補助金制度の拡充を検討していくとともに、耐震化の必要性を一層理解してもらえるよう、耐震化への啓発や知

識の普及、相談体制を強化していきます。

③分譲宅地の販売促進と新たな優良住宅の創出

残っている分譲宅地の販売促進に努めるとともに、新たな優良宅地が創出、提供できるよう、市有地の活用も含め候補地の選定を進めていきます。

④空き家の有効活用と適正管理

空き家が増えつつあることから、空き家バンク制度を有効活用していくとともに、倒壊の危険や景観を損なうおそれのある特定空き家の適正管理を促す制度を検討していきます。

⑤リフォーム化の推進

若年世帯定住支援補助事業を引き続き推進するとともに、空き家の有効活用による市内への移住・定住及び地域の活性化を図るため、中古住宅購入補助事業の新設や住宅リフォーム助成地域振興券交付事業の拡充を検討していきます。

9) 治山・治水

(現況と問題点)

本市は、これまで台風による集中豪雨や高潮による大災害を経験してきましたが、河川、砂防対策を行ってきた結果、一定の効果을上げています。

河川については、未整備の河川護岸が残っているほか、海沿いの低地では、高潮対策のための水門・フラップゲート等の設置を進めている一方で、内水の排除が引き続き課題となっています。

急傾斜地・土石流危険渓流など、土砂災害のおそれのある箇所については、県が区域の指定を行った上で個別に対策工事を実施していますが、土砂災害のおそれのある箇所で未指定の箇所があり、砂防対策を推進していく必要があります。

ため池については、かんがい用として市内に349箇所ありますが、耕作農家の減少により一部農家の経済的負担が増大することから、改修を進めていくことが困難になっています。

また、本市の面積の約80%を占めている山林については、山腹崩壊地や荒廃山地が見受けられ、山間渓流でも土砂が堆積する箇所がありますが、近年、県内でも多発するゲリラ豪雨被害の復旧が優先され、荒廃林地の復旧や予防治山事業などの整備が進んでいないのが現状です。

(その対策)

①計画的かつ円滑な施設整備

施設の整備にあたっては、適切な年次計画を立案するとともに、関係機関・地元関係者との協議調整を十分に行い、事業が円滑に進捗していくよう努めます。

②内水排除の事業化

高潮対策のために水門やフラップゲートを設置した区域では、閉門時の内水による浸水被害を防ぐための事業を推進していきます。

③急傾斜地等の整備促進

急傾斜地・土石流危険渓流など、土砂災害のおそれのある箇所で未指定の箇所について、県の区域指定を受け、対策工事が進むよう要請していきます。

④危険ため池の改修

危険ため池について、防災的観点により緊急性の高いものから改修計画を作成し、年次的に改修を進めます。

⑤森林の保全

国土の保全のため、土砂流出の防止、水源のかん養、山地災害の防止、景観の維持、生活環境の保全などの森林が持つ多面的な機能を高められるよう保全に努めます。

事業計画（平成28年度～32年度）

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)		事業内容	事業主体	備考
3 生活環境の整備	(2) 下水処理 施設	公共下水道	施設の改築更新 (日生浄化センター)	市	
		漁業集落 排水施設	施設の改築更新 (頭島浄化センター)	市	
	(3) 廃棄物処理 施設	ごみ処理施設	一般廃棄物最終処分場改修工事 (第1工区・第2工区)	市	
	(4) 消防施設		消防車両更新事業	市	
			小型動力ポンプ更新事業	市	
			防火水槽増設事業	市	

第5章 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

1) 高齢者福祉

(現況と問題点)

少子・高齢化の急速な進行により日本は「超高齢社会」を迎えています。人口の減少が進行し、今後、社会保障制度への影響が懸念されるとともに、地域社会も構造変化を余儀なくされています。

本市も例外ではなく、高齢化率は35%と、3人に1人は高齢者となり、介護需要が年々高まるなど、高齢者を取り巻く環境は大きく変化しています。こうした中、本市では、生きがい対策をはじめ、介護予防や介護度の進行を抑える取組みなどを重点的に展開しています。

今後、団塊の世代が65歳を迎え、高齢化率がさらに上昇していく中、就労や社会活動を活発化させ、社会の担い手として活躍する場の充実を図っていく必要があります。

また、ひとり暮らしや認知症の高齢者の増加も見込まれ、市民相互がともに支え合う地域づくりや地域包括ケアシステムの確立など、住み慣れた地域で安心して暮らせる体制づくりが求められています。

介護保険の利用状況については、居宅サービスの基盤整備が進み、訪問介護、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所、特定施設入居者生活介護などのサービス利用が増大しており、また、施設・居住系サービスの利用状況については、「介護老人福祉施設」、「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護」が増加傾向にあります。

〔人口〕

(単位：人)

区分	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
総人口	39,002	38,485	38,052	37,990	37,258	36,872
14歳以下人口	4,430	4,292	4,169	4,024	3,835	3,715
15～64歳人口	22,604	22,283	21,773	21,550	20,782	20,245
65歳以上人口	11,968	11,910	12,110	12,416	12,641	12,912
高齢化率(%)	30.7	30.9	31.8	32.7	33.9	35.0

各年3月31日数値：住民基本台帳法改正により平成25年以降の人口には外国人を含んでいます

(その対策)

①総合的な健康づくり・介護予防の推進

介護予防に関する意識を高め、自立支援が必要な高齢者には、生活機能の低下を防止し、状態の改善や重度化の予防を図ります。

また、保健・福祉・医療の各機関が連携して、高齢者の健康づくりから介護予防までの総合的かつ具体的な取組みを推進します。

②自立を支える福祉サービスの充実

ひとり暮らし高齢者や援護を必要とする高齢者、その家族等に対して、生活の利便性の向上や安全・安心の確保、人との交流を促進し、さまざまな側面から福祉サービスを提供します。

③安心して暮らせるまちづくり

地域包括支援センターを中心に、医療・介護・予防・住まい・生活支援サービスが連携した要介護者等への包括的な支援を推進します。

④介護保険サービスの充実と円滑な運営

介護が必要な高齢者に対し、居宅サービス、地域密着型サービスの整備を促進するとともに、地域における既存施設の状況を十分踏まえた上で、入所施設の整備を促進します。また、介護給付の適正化や事業所への適正な指導監督を行い、介護保険事業を円滑に運営していきます。

2) 児童福祉

(現況と問題点)

近年、少子化や核家族化が進み、地域のつながりも希薄化するなど、家庭及び地域を取り巻く環境が変化し、子育てに不安や負担を感じてひとりで悩みを抱える保護者が増えていることから、家庭だけでなく、地域社会全体で子どもを守り育てていく環境づくりが求められています。

本市では、総合的な子育て機能を有する幼保一体型施設の設置を計画的に推進するため、保育園、幼稚園の認定こども園化を図っています。今後とも質の高い教育、保育を提供するため、ソフト、ハード両面のさらなる充実に取組む必要があります。

また、子育て支援などの多様な保護者のニーズに対応するため、保育園・幼稚園・認定こども園における特別保育の取組み強化や、保育教諭等による子育て相談等を実施しています。

今後は、家庭、地域、教育、医療、福祉の力を集結し、地域社会における子育て支援体制の一層の充実を図る必要があります。

(その対策)

①幼保一体型施設の推進と施設整備等の充実

より質の高い幼児期の教育、保育を総合的に提供するため、幼保一体型施設の設置を推進し、よりきめ細やかな指導体制を拡充するとともに、園児の施設環境整備に努めます。

②保育園・幼稚園・認定こども園の保育の充実

保護者の就労形態の多様化等に対応するため、延長保育や病児保育など多様な保育サービスの充実に取り組めます。

③保育料・通園料の無償化事業

子育て世代の経済的な負担を軽くし、子育てしやすい環境の充実及び定住促進を図るため、低年齢児までの保育料無償化を推進します。

④育児の援助

家庭で保育している方に対しての保育指導や一時保育等を利用できる支援事業を推進し、育児不安の解消に努めます。

⑤孤立化や育児不安の解消

子育て親子が気軽に集まり、親子同士の交流や、育児不安についての相談、子育てに関する情報提供を行う子育て支援拠点施設の設置を促進します。

⑥子育てと仕事の両立支援

昼間、保護者が就労等のため家庭にいない小学校の児童を、授業の終了後預かり、適切な遊びと生活の場を与える放課後児童クラブの充実を図り、就労家庭等への子育て支援を行います。

⑦子育て団体の活動支援

市内で活動する子育てグループや子育て支援団体等をバックアップするとともに、ネットワーク化などを進め、地域の育児力を高めていきます。

⑧医療費助成

小児に係る医療費（保険診療分）について、その自己負担額を支給し、小児の健康保持及び増進に努めます。

3) 保健福祉

(現況と問題点)

市民の健康寿命を延ばし、QOL（生活の質）の向上を図るため、「第2次健康びぜん21」、「第2次備前市食育推進計画」に基づいた保健事業を展開しています。これらを市民協働で実現できるよう健康づくりリーダーや組織の育成を行っているところですが、市民自らが健康への関心を高めることが重要なことから、今後もライフステージにあった健康増進や食育による健康づくりを支援していく必要があります。あわせて、各種検診や予防接種についても、受けやすい環境を整えていく必要があります。

(その対策)

①一貫した母子保健の推進

すこやか相談室、妊婦健診、保健師による赤ちゃん訪問、乳幼児健診等一貫した母子保健を引き続き推進します。また、予防接種法に基づき、医師会との連携、協力により、予防接種を実施します。

さらに、乳幼児期からの生活習慣病の予防のため、正しい生活習慣、食生活を子ども小的时候から身につけさせる食育事業を栄養委員会等と協働で進めていきます。

②成人保健の推進

職場等で受診機会のない人を対象とする各種成人健康診査（各種がん検診等）や生活習慣病の予防、改善等のために健康教室、健康相談等を実施します。

③健康づくり・食育の推進

健康に関する総合計画である「第2次健康びぜん21」、「第2次備前市食育推進計画」に基づいた保健事業を、関係機関、団体等との連携により展開し、市民の健康増進を図ります。

また、市民の健康づくりのリーダーである愛育委員や栄養委員を育成するとともに、愛育委員や栄養委員による各種検診への受診勧奨や地域における食育活動を通じ、知識の普及啓発、市民の健康増進を図ります。

4) 障がい者福祉

(現況と問題点)

本市の障がいのある人は横ばい傾向にあり、障がいの程度もさまざまです。すべての市民が人として尊厳を持ち、住み慣れた地域や家庭で、障がいの有無にかかわ

らず安心して暮らしていける、ともに助け支え合う地域福祉社会の形成がこれまで以上に重要となっています。

そのため、障がいのある人の自立と社会経済活動への参画を促進するため、障がいへの理解や交流、就労の場の確保、各種福祉サービスの充実、相談支援体制の強化をしていく必要があります。

また、施設の面では、障がいのある児童の通所施設や短期入所の施設が不足しており、これらの整備に取り組んでいく必要があります。

(その対策)

①自立・社会参加の促進

生活訓練講座を開催するなど、日常生活を支援していきます。また、社会的自立に向けて、関係機関と連携し相談や支援を行うとともに、事業主に障がいのある人の雇用について理解と協力を求め、就労の場の確保に努めていきます。

②発達障がい支援の充実

発達障がいの早期発見に努め、個別支援ファイルを作成し、専門の職員が中心となって関係部署や機関と協力し、具体的なケース会議を行うなど子どもから大人まで、切れ目のない支援を行っていきます。

③生きがいつくりの充実

障がいがあっても、自分に合った方法で自己実現を果たせたり、余暇を過ごせるよう、障がいのある人に対応したスポーツ、芸術・文化活動や交流の場の充実を図ります。

④相談体制の強化

専門知識のある相談支援専門員の増員や、職員の資質の向上を図り、複雑化する制度や多様化するニーズに応えることができる相談体制の整備に努めます。

事業計画（平成28年度～32年度）

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
4 高齢者等の保健及び福祉の向上 及び増進	(4) 認定こども園	仮称) 日生地域認定こども園整備事業	市	
		仮称) 伊部地区認定こども園整備事業	市	
	(8) 過疎地域自立促進特別事業	移動販売サービス事業 商店不在地域を巡回し、高齢者等の見守りも行う移動スーパーに補助を行うことで、交通が不便で買い物に困難な高齢者等を支援する。	(一財) 備前市施設管理公社	

第6章 医療の確保

1) 病院

(現況と問題点)

平成18年3月に日生病院を移転新築したのを皮切りに、同年4月に吉永病院、24年1月に備前病院の建て替えを順次実施し、ハード整備は完了しています。

しかしながら、全国的に医師や看護師などの医療従事者の不足や医療ニーズの多様化などにより、医療を取り巻く環境は著しく変化しており、ソフト面での充実が急務となっています。特に、救急搬送状況を見ると、管内の医療機関への搬送は約75%にとどまっており、県が、平成27年度中に策定する地域医療構想に基づく、県南東部の2次医療圏内で民間医療機関も含めた地域の医療機関相互の連携強化が重要課題となっています。

また、事業管理者の下、地方公営企業法の全部適用となったメリットを最大限活用し、市立3病院の機能分担による経営の効率化などを行い、持続可能で質の高い医療体制への転換が求められています。

(その対策)

①救急医療体制の充実

医師会や医療機関の協力を得て、休日・平日夜間診療をはじめとした救急医療体制の充実を図ります。

②医療スタッフの充実

医師や看護師の確保については、民間活力も視野に入れながら人材確保につなげます。

③安定した病院経営の推進

事業管理者の下、市立3病院での機能分担を行うなど、経営の効率化を図るとともに、事業利益を向上させ、地方独立行政法人への移行を検討します。

④地域医療連携の推進

市の医療政策部門と連携を行い、病気やけがの状況に応じて病病連携・病診連携を進め、地域医療体制の充実を図ります。

また、かかりつけ医を持つことの啓発を行うほか、各種医療相談への適切な対応、さらに介護福祉施設等との連携強化に努め、外来から退院後までの包括的なケアの充実を図ります。

第7章 教育の振興

1) 学校教育

(現況と問題点)

本市における学校教育については、教育に関する大綱や教育ロードマップによる計画的な施策実施を目指しています。

さらに、大綱の基本理念「すべては子どもたちのために」の重点取組方針5項目を市民総参加で取組んでいます。

本市の状況は、全国学力・学習状況調査（小学6年生、中学3年生対象）及び県学力・学習状況調査（中学1年生対象）の結果から、平均正答率は、年度ごとに上下はあるものの若干低めで推移しているだけでなく、学習意欲や家庭での学習時間等にも依然課題が見られます。

また、不登校は改善しつつありますが、暴力行為、いじめについては、国や県よりも出現率が高い状況です。

このような状況を改善するためには、教育水準の向上に向けた学習支援や学校規模の適正化を推進していく必要があり、ソフト、ハード両面での学校教育現場の整備は急務となっています。

(その対策)

①確かな学力・健やかな体・豊かな心の育成への取組み

岡山型学習指導のスタンダードをベースにした授業改善に取り組むとともに、学力向上に向けて独自のプログラム開発による家庭学習や、放課後・休日学習の充実を図ることで、確かな学力の定着を目指します。

また、教育機器のICT化により、子どもたちが一層「わかった」と実感できる授業づくりに取り組むとともに、「フューチャースクール」実現に向けて更なる環境整備を行っていきます。さらに、給食での地産地消メニューの開発や提供を通して、食育の推進や児童生徒の健やかな体づくりに取り組みます。

②未来への飛躍を実現する人材の育成への取組み

子どもたちの確かな職業観や勤労観を育むことをねらって、系統的なキャリア教育プログラムを策定し、実施して行きます。

また、備前市小中一貫教育基本計画を基に、全小中学校で英語教育の充実を図り、小学校での英語の教科化を見据えた小中接続プログラムを策定し、グローバル人材

の育成や備前ふるさと「郷育」を推進します。

③安全で安心できる学び場の確保

いじめ対策委員会を設置し、人権教育推進と各校の事情に沿った丁寧な対応を行うとともに、地域見守り隊の支援や警察との連携の強化を図ることで、安全で安心できる学びの場を確保します。

④家庭、学校、地域の総合力で取組む教育活動の推進への取組み

各校現場の声を確認し、要望があれば未設置校区での学校支援本部の立ち上げ支援を行い、家庭、学校、地域の総合力で教育活動の推進に取り組めます。

⑤取組み方針を支える環境整備

小中一貫教育の推進と全市域学区選択制度を見据え、学校施設整備を計画的に実施するとともに、トイレ洋式化等環境整備や共同調理場の効率的な運営のための指定管理制度の導入、施設の再編に取り組めます。

また、老朽化した学校施設等を改修するほか、統廃合等となった学校施設の跡地利用については、解体撤去を含めた有効活用に取り組めます。

2) 生涯学習の推進と社会教育の充実

(現況と問題点)

少子・高齢化が進む現在、既存の地域コミュニティの希薄化、家庭や地域の教育力の低下等が懸念されています。そうした中では、市民が自らの学びの成果を発揮し地域に還元することで、人と人との結びつきを新たに構築していく視点が求められます。その活動の場として、学校支援ボランティアや備前まなび塾の支援があり、教育委員会では学校・家庭・地域の連携による教育支援活動として推進しています。また、家庭の教育力向上のため、親育ち事業として就学前検診や一日体験入学等の機会に、「生活リズム向上」や「家庭学習定着」を保護者へ啓発しています。

さらに、子どもの読書活動の推進のための取組み、青少年の健全育成活動など、地域の教育力を活用して次代の郷土を担う子どもたちの育ちを支える事業に多面的に取り組んでいます。

こうした地域による教育支援活動は、活力ある地域づくりを進めるためにも重要であり、今後一層の拡充に努める必要があります。

(その対策)

①確かな学力・健やかな体・豊かな心の育成

備前まなび塾との連携により、放課後・休日学習への地域支援強化を図ります。

また、美術、音楽等、各界で活躍している各校OB等を招聘し、本物に接する機会を提供するとともに、子どもが参加する地域・国内の芸術イベント・コンクールの支援を行います。

②未来への飛躍を実現する人材の育成

学校支援地域本部を中心とした、支援ボランティアによる体験活動を推進します。

また、異年齢集団を対象としたサマースクール（イングリッシュスクールなど）を実施し、語学力の強化を図ります。

③家庭・学校・地域の総合力で取組む教育活動の推進

就学前検診、一日体験入学等の機会に、「生活リズム向上」や「家庭学習定着」を保護者へ啓発する親育ち事業や、児童生徒主体で学校と家庭が一体となったメディア・コントロールの取組みに努めます。

また、小中学生を対象に、土曜日及び長期休業中に「備前まなび塾」を開催し学習支援を行っていますが、新たに英語及び体験活動などの導入により「備前まなび塾^{プラス}」として充実を図ります。

3) 公民館、図書館等

(現況と問題点)

本市では、地域公民館を中心に、中規模の集落単位では地区公民館、小規模の集落単位には集会所がそれぞれ整備されており、身近なコミュニティ活動や生涯学習の拠点として重要な役割を担っています。

それらの公民館では、文化イベントや各種講座の開催等さまざまな事業を行っていますが、利用者の高齢化から施設の改修も必要であるとともに、趣味趣向の多様化による参加者の減少や固定化、事業のマンネリ化などの課題があります。それらの課題克服のため包括連携協定大学等との協働、世代交流も含めた公民館講座の企画・開催、地域の学習拠点として、すべての市民の生きがいや自己実現を促進する公民館事業を展開していくことが必要です。

また、図書館は、知識の拠点施設として生涯を通じて読書に親しむことのできる環境の整備が一層必要で、多様化する市民のニーズに対応していけるよう、幅広い資料の収集とともに、施設・設備の整備と充実が求められています。

(その対策)

①地区公民館への支援

各地区の特徴やニーズにあわせた各種事業を推進するとともに、地区が主体的に活動していく地域活動を支援します。

また、公民館の施設整備として、老朽化した冷暖房施設の改修の外、トイレの洋式化などバリアフリー化を推進します。

②図書館機能の整備・充実

本館、分館はもちろん、他の自治体の図書館との相互貸借の利用、システム更新により、一層のICT化及び読書通帳などのサービスの充実を図ります。

また、司書の増員を図り、子ども読書活動の推進を始め、多様な行事に取り組み、魅力ある図書館をつくっていきます。さらに既存の施設は手狭なため、新たなスペースを確保して設備を充実していくとともに、移転・新築も含め新たな施設についても検討していきます。

③図書館書籍の充実

利用者から希望の多いものを優先し蔵書の充実を図るとともに、地域の歴史文化資料など、本市のまちづくりに即した関連図書・資料や、課題解決のために必要な知識・情報・資料が提供できるようにしていきます。

また、海や山、里等、地域の特性に特化した図書館づくりも検討していきます。

4) 体育施設

(現況と問題点)

運動公園をはじめ市内の体育施設では、多くの市民がスポーツを楽しんでいます。市民の嗜好やライフスタイルの多様化、また高齢化の進展などに伴い、健康づくりから本格的な競技スポーツに至るまで、スポーツに対する多様な役割が期待されています。今後は、多様なニーズに対応し、市民誰もが、それぞれの体力や年齢、技術、興味・目的に応じて、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツに親しむことができる生涯スポーツ社会への環境づくりが重要になっています。さらに、スポーツの魅力を活かした地域活性化の推進が必要です。

(その対策)

①スポーツにふれる機会の創出

市民の興味を引くニュースポーツの紹介や、スポーツ教室の開催、スポーツ観戦の機会を充実させ、スポーツに対する関心を高めるとともに、子どもから高齢者まで、障がいの有無にかかわらず、誰もが参加する機会を拡充します。

また、トップアスリートによるスポーツイベントを開催し、スポーツ競技力の向上に努めるとともに、地域のスポーツ振興団体やスポーツ少年団等の紹介、加入促進を図ります。

②総合型地域スポーツクラブの育成と支援

子どもから高齢者まで、身近な地域で市民同士が気軽にスポーツに親しめる環境として、誰でも気軽に参加できる総合型地域スポーツクラブを支援するとともに、新規組織の設立・育成を支援します。

③スポーツツーリズムの推進及び各種大会、合宿の誘致

「観る（観戦）」・「する」・「支える」スポーツに周辺地観光を組み合わせた新たな旅行スタイル「スポーツツーリズム」の推進や市内宿泊者の増加に向けて、各種大会や合宿の誘致を進めます。

④指導者スポーツボランティアの養成・確保

各種スポーツ大会などの運営をサポートするスポーツボランティアとして活動できる人材を養成します。

⑤施設の適正運営と計画的な改修

体育施設の老朽化が進んでおり、計画的な改修を進めていきます。

事業計画（平成28年度～32年度）

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)		事業内容	事業主体	備考
6 教育の振興	(1) 学校教育関連施設	校舎	大規模改造（トイレ）	市	
			大規模改造（老朽）	市	
			小中一貫教育実施に伴う施設整備	市	
		給食施設	共同調理場施設更新等	市	
		その他	ICT化の推進及び環境整備	市	
	(3) 集会施設、 体育施設等	体育施設	施設改修事業	市	
	(4) 過疎地域自立促進特別事業	教育用ICT導入事業（タブレットリース料）		市	過疎債ソフト 事業実施分
		「教育のまち備前」の取り組みの一環として地域の未来を担う市内小・中学校の全児童生徒及び教員を対象にタブレットPCの貸与及びネットワーク環境の整備をすることにより、教育環境の向上を図る。			
	教職員住宅解体 老朽化した日生教員住宅を解体する。		市	過疎債ソフト 事業実施分	

第8章 地域文化の振興等

1) 文化・芸術活動

(現況と問題点)

芸術・文化は、ゆとりとうるおいの実感できる心豊かな生活を実現していく上で不可欠なものです。それらにふれる機会が十分確保されているとは言えません。市民が身近なところで、いつでも、気軽に音楽や演劇、美術にふれるなど、芸術・文化に親しむことができる機会や場所づくりを進めていく必要があります。

特に、若者が芸術・文化にふれる機会が少ないことから、幼い頃から芸術・文化に慣れ親しめる機会を提供していくことも重要です。

(その対策)

① 芸術・文化にふれる機会の提供

芸術・文化に関心のある人には楽しめる機会をより多く提供し、関心のない人にも芸術・文化にふれるきっかけをつくり関心を持ってもらえるようにしていきます。

備前市立備前焼ミュージアムでは、企画展・特別展を通し、備前市が誇る伝統文化である備前焼の新たな芸術性を発信していきます。

② 子どもの芸術・文化活動の推進

次代を担う子どもたちには、表現や創造の喜びを感じ、豊かな感性を育む場となるため、子どもたちが芸術・文化を体験する機会を充実させていくとともに、その活動を支援していきます。

③ 担い手の育成

芸術・文化にふれ親しむだけではなく、自らが芸術・文化の担い手となる機会も創出していきます。

2) 歴史文化の活用と伝統文化の継承

(現況と問題点)

本市には、旧閑谷学校、備前焼、瀬戸内海の海産物、山々の自然環境など、豊かな歴史、文化、自然があり、それらは備前焼などの窯業をはじめ、現代の生活の中で脈々と息づいています。

これらの地域文化資源は、まちを構成する重要な要素となっていることから、大

切に守りながら後世の人につないでいくとともに、それらの価値を十分に理解し、まちづくりに生かしていく取り組みが必要です。

また、市内各地域には古くから伝わる祭りや芸能が数多く残っており、地域の人々の手で保存・継承していくことが望まれています。

(その対策)

① 地域文化資源の保存と活用

地域文化資源は、適切な方法で保護し後世に伝えていきます。保存整備の対象としているのは指定文化財が主ですが、今後は、市内に点在するかくれた文化財についても検討していきます。

また、市民に地域文化資源を身近に感じてもらえるようイベント等の開催により伝統文化にふれられる機会を増やし、まちづくりに生かしていきます。

② 伝統文化の保存

地域の中で受け継がれてきた暮らしに密着した伝統文化は地域で守れるよう支援し、地域の個性を守っていきます。

③ 情報発信とガイダンス機能の充実

地域の歴史・伝統文化の情報を積極的に発信するとともに、それらを学べる仕組みづくりのためガイダンス機能の充実を図ります。

④ 旧閑谷学校世界遺産登録推進

旧閑谷学校とその建学の精神は、ふるさとの文化や歴史とともに、過去から引き継がれてきた貴重でかけがえのない歴史的遺産です。平成 27 年度に文化庁から日本遺産「近世日本の教育遺産群 ー学ぶ心・礼節の本源ー」を構成する文化財として認定されたことを追い風とし、これを地域の誇りとしてまちづくりを進めるとともに、未来へ継承するため、世界遺産暫定一覧表に追加記載されるよう運動を推進していきます。

⑤ 備前焼日本遺産認定推進

一千年の歴史を持つ備前市の伝統文化である備前焼についても、今後は「日本六古窯」の越前・瀬戸・常滑・信楽・丹波との連携を視野に入れながら、日本遺産の認定を推進していきます。

第9章 集落の整備

1) 集落の整備

(現況と問題点)

本市には、基礎集落として218の行政区があり、おおむねその行政区単位で自治会活動が行われています。本市は、こうした活動を支援するとともに、NPO等の団体と連携することで、市民主体の協働のまちづくりを進めています。

しかし、近年、市民のコミュニティへの関心は薄れ、地域によって活動の取組みに温度差が見られるようになってきました。その一方で、防災、子育て、高齢者などの分野で課題が大きくなりつつあり、コミュニティの果たす役割も相対的に大きなものとなっています。今後は、世代や性別の枠を超えたコミュニティ意識の醸成に努めるとともに、手厚く隅々まで行政サービスを提供することが難しくなっている現状を踏まえ、自治会、地域住民、NPOその他団体が相互に連携し、新しい公共を形成していけるよう支援していく必要があります。

(その対策)

①コミュニティ活動の支援

自治会、まちづくり団体の支援に努めます。市内の区長、町内会長で組織する自治会連絡協議会の運営を支援し、協働のまちづくりを推進します。

②集落支援員、地域おこし協力隊の配置

集落への目配りとして、特に過疎化が著しく、集落機能が低下している地域には集落支援員を配置し、集落の巡回や状況把握等を行い、実情に応じた施策を検討していきます。

また、地域おこし協力隊の導入を進め、さらなる地域の活性化に努めます。

③定住化への取組み

若年層を中心とした人口の流出を防止し、都市等からのUIJターン者の受け入れを促進するための定住相談会開催、空き家バンクの活用、若年世帯定住支援事業や住宅リフォームに対する補助制度、移住体験住宅の活用など、地域の魅力ある情報を移住希望者へ提供します。

④ボランティア、NPOの育成

ボランティア、NPO活動についての情報の収集、提供に努め、活動の支援を一層進めます。ボランティア団体等との連携の可能性を検討し、協働の推進に努めます。

事業計画（平成28年度～32年度）

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
8 集落の整備	(3) その他	集落支援員の設置	市	
		地域おこし協力隊の設置	市	

事業計画（平成28年度～32年度）過疎地域自立促進特別事業分<再掲>

自立促進施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
2 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進	(10) 過疎地域自立促進特別事業	公共交通維持確保事業（離島定期船運航補助） 平成27年4月に完成した備前 [○] 日生大橋により、定期船の利用客、収入が激減している。島民にとってなくてはならない移動手段である定期船を継続運航させるため支援する。	市	過疎債 ⁷ 事業実施分
	(10) 過疎地域自立促進特別事業	公共交通維持確保事業（市営バス運行経費） 平成27年9月末日をもって市内の路線を運行していたバス事業者の撤退により、10月より市営バスとして運行している。市内の公共交通を確保維持するために、有償・無償の共助による交通移動手段を整備するなど、交通弱者のための利用しやすい公共交通体系としていく。	市	過疎債 ⁷ 事業実施分
4 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8) 過疎地域自立促進特別事業	移動販売サービス事業 商店不在地域を巡回し高齢者の見守りも行う移動スーパーに補助を行うことで、交通が不便で買い物に困難な高齢者を支援する。	(一財) 備前市 施設管理 公社	過疎債 ⁷ 事業実施分
6 教育の振興	(4) 過疎地域自立促進特別事業	教育用ICT導入事業（タブレットリース料） 「教育のまち備前」の取り組みの一環として地域の未来を担う市内小・中学校の全児童生徒及び教員を対象にタブレットPCの貸与及びネットワーク環境の整備をすることにより、教育環境の向上を図る。	市	過疎債 ⁷ 事業実施分
		教職員住宅解体 老朽化した日生教員住宅を解体する。	市	過疎債 ⁷ 事業実施分